

別記様式（第4条関係）

会議録

| | |
|---|----------------------------------|
| 会議の名称 | 令和2年度 第2回加東市都市計画審議会 |
| 開催日時 | 令和3年2月3日（水） 午前10時30分から午前11時50分まで |
| 開催場所 | 社福祉センター2階 レクリエーション室 |
| 議長の名 中山久憲 出席及び欠席委員の名 出席：高木厚子、坂上英彦、長沼恒雄、國井久明、山本正仁、山本通廣、廣畑貞一、 多田勝利、吉田 良、藤原保也、岸上昌平 欠席：三木達明 | |
| 説明のため出席した者の職氏名 — | |
| 出席した事務局職員の名及びその職名 市長 安田正義、技監 高瀬 徹、都市整備部長 大畑敏之 都市整備部都市政策課：課長 長谷田克彦、副課長 岸本孝司、主査 丸山聡司、 主査 長谷川武史 兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課建築指導班：主幹 植平浩司、大橋知晃 | |

【議事】

- (1) 「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について（諮問）
- (2) 東播都市計画都市再開発の方針の変更について（諮問）
- (3) 東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について（諮問）
- (4) 東播都市計画防災街区整備方針の変更について（諮問）
- (5) 東播都市計画区域区分の変更について（諮問）
- (6) 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について（諮問）
- (7) 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（諮問）

【会議の経過】

1 開会

2 市長あいさつ

3 委員紹介

事務局：委員総数13名中12名の出席のため、2分の1以上の出席となり、加東市都市計画審議会条例第6条第2項に規定している開催要件を満たしていることを報告する。

4 会議録署名委員の指名（2名）

議長：加東市都市計画審議会議事運営要領第8条第2項の規定により、長沼委員、藤原委員を会議録署名委員に指名する。

6 議事

- (1) 「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について（諮問）
- (2) 東播都市計画都市再開発の方針の変更について（諮問）
- (3) 東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について（諮問）
- (4) 東播都市計画防災街区整備方針の変更について（諮問）
- (5) 東播都市計画区域区分の変更について（諮問）

兵庫県知事からの意見照会に対し、「計画書のとおりに変更決定することが適当である。」として市が意見回答することについて諮問

（説明）

事務局：それでは、議事1から議事5を続けて説明をさせていただきます。

資料は1から資料5になります。これらの変更につきましては、全て兵庫県の決定によるものでございます。兵庫県から意見照会がありまして、それに対する回答を諮問するものです。資料1につきまして説明させていただきます。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針が、都市計画区域マスタープランになっております。役

割としましては、中・長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的、根幹的な都市計画の方向性を示すものであり、市町村の都市計画に関する基本的な方針、マスタープランにおきましては、県の方針に則して定めることになっております。資料1につきましては、東播磨地域都市計画区域マスタープランの案になっておりまして、参考としまして案の概要版を資料1-2、そして現行の案と比較の参考のために新旧対照表を資料1-3としてつけております。資料1につきましては資料の3枚目からが計画案となっております。次項は目次となっております。構成としましては、まず第1、第2につきましては全県共通事項として対象区域や目標年次を示したものの、そして、基本的事項、現状課題、基本理念等を示しています。次に、地域ごとに区域区分や都市計画決定方針、主要な都市施設の整備目標等を示した第3の各地域の都市計画の目標等の構成となっております。加東市におきましては東播磨地域に該当しますが、東播磨地域の概況につきましては1ページの基本的事項を御覧ください。東播磨地域都市計画区域マスタープランとは、東播都市計画区域、そして中都市計画区域、東条都市計画区域、吉川都市計画区域の4つの区域の整備、開発、保全の方針を定めたものとなっております。県で5年ごとに見直しを行っており、この変更は兵庫県決定によるもので、兵庫県からの意見照会に対する市の回答を諮るものであります。加東市につきましては東播都市計画区域と東条都市計画区域に含まれております。東播都市計画区域につきましては対象地域としましては8市3町となります。明石、加古川、西脇、三木、高砂、小野、加西、加東、そして稲美町、播磨町、多可町となっております。この計画の目標年次につきましては2ページに掲載しているとおり令和7年とされています。今回の見直しで、市に関連する記載箇所について御説明をさせていただきます。資料1の31ページを御覧ください。主要な都市計画の決定の方針の中の地域連携型都市構造化に関する方針の地域都市機能集積地区の項目におきまして、加東市総合計画や加東市都市計画マスタープランで「まちの拠点」として位置づけているやしるショッピングパークB i o周辺を区域マスタープランにおいて都市機能の代替えまたは相互補完を勘案し、地域全体での都市機能の確保を図る地域都市機能集積地区として今回位置づけております。続きまして、資料1の38ページには、主要な都市計画の決定の方針、都市施設に関する方針の交通施設の項目におきまして、現在加東市で計画を進めておりますバスターミナルの整備について、その項目を新たに加東市社地区におけるバスターミナルの整備を促進するという内容の記載を行っております。次に、資料の最後のページになりますが、資料1の46ページを御覧ください。この項目の一番下にあります市街化調整区域における計画的な市街地の目標としまして、まず1点目ですが、小中一貫校の計画に併せまして、現在市街化調整区域内である滝野中学校周辺におきまして計画的な市街化の見通しがある区域として学校用地を設定するという内容を新たに記載しております。また、前回の審議会で、やしるショッピングパークB i o南の地区計画の説明をさせていただきましたが、そのエリアも含めたB i o周辺の市街化の検討についても記載をしています。今後の整備状況や関係機関等との調整を図りながら計画的な市街化に向けて検討していくこととしております。今回の区域マスタープラン案についての兵庫県知事からの意見照会に対し、市の意見として計画書のとおり変更決定することが適当であると回答することについて諮問するものであります。

続いて、資料2から資料5ですが、東播都市計画都市再開発の方針、東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針、東播都市計画防災街区整備方針の3つの方針、そして東播都市計画区域区分の変更についてですが、どれも東播磨地域都市計画区域マスタープランの変更に併せて5年に1度、兵庫県が計画の見直しをしているものになります。これらも兵庫県決定によるものになりますので、加東市としてはこの計画の方針については該当する箇所はありませんが、東播都市計画区域内の市町への兵庫県からの意見照会に対する回答内容を諮るものとなっております。資料2か

ら5のいずれも諮問書、そして県の方針等の計画書をつけています。東播都市計画都市再開の方針は資料2の5ページからの方針案になりますが、東播都市計画区域の市街化区域内において計画的な再開が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため、計画的な再開が必要な市街地や、特に一体的かつ総合的に市街地の再開を促進すべき相当規模の地区などを定めるための方針となっております。資料3につきましては東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針となりますが、5ページからの方針案となっております。東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針は、東播都市計画区域において住宅及び住宅地の供給を促進するため良好な住宅市街地として計画的に開発整備すべき重点地区を定めるための計画、方針となっております。資料4につきましては東播都市計画防災街区整備方針となりますが、5ページ以降の方針案となっております。東播都市計画防災街区整備方針は、東播都市計画区域の密集市街地内の各街区を防災街区として整備するため、防災街区施設等を定めるための方針となっております。先ほども説明しましたが、これら3つの方針につきましては、加東市についての記載はありません。また、資料5の東播都市計画区域区分の変更につきましては、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域の区分を定めたものとなっております。これにつきましても5年ごとに一斉見直しを図っているものであり、今回は資料5の5ページに記載のとおり、加古川市、高砂市、そして三木市、加西市から計16地区の区域区分の変更となっております。このたびの加東市の変更はありません。資料1で説明した区域マスタープラン案と同様に、これらの方針等につきましても兵庫県知事からの意見照会に対し東播都市計画区域内の市の意見として計画書のとおり変更決定することが適当であるとして回答することについて諮問するものであります。

スケジュールとしましては、県で令和2年7月に素案の縦覧説明会を開催しております。そして、1月に案の公告、縦覧が1月13日から27日までありました。そして、県から市へ意見照会が来ている段階であります。今後につきましては、今回の審議会の答申を経て県へ意見回答をした上で、2月16日に開催される兵庫県都市計画審議会において諮り、そして国の同意協議を経て3月に決定告示をされる予定となっております。市としては計画書のとおりに変更決定することが適当であるとして県の意見照会に対して回答を行うものでございます。以上で説明とさせていただきます。

(質疑応答)

質疑なし

挙手全員により、市の意見が適当であるとして答申

(6) 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について (諮問)

建築基準法第51条ただし書の規定により、「一般廃棄物処理施設の敷地の位置は、都市計画上支障がない。」として兵庫県が付議

(説明)

事務局：資料6を御覧ください。今回の諮問は、建築基準法第51条ただし書の規定によるもので、敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものであります。一般廃棄物処理施設につきましては、兵庫県からの直接の付議案件となっております。建築基準法第51条につきましては、都市計画区域内においては、卸売市

場、火葬場、又は屠畜場、そして汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないと規定しています。本来は、都市計画決定によって施設の位置を決め、都市計画事業として建設することが建築基準法第51条の趣旨ではありますが、ただし書において、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りでない、と規定しております。都市施設における都市計画決定は、施設の位置、規模、事業内容等を総合的に勘案し、高い公共性と一定の継続性が担保されている必要があります。今回の施設においても、本来であれば、都市計画に沿って都市計画事業として計画されるべきものでございますが、民間企業が運営するものであり、都市施設として高い公共性と一定の継続性を担保するのは困難であるため、都市計画決定にはなじまないものであります。よって、都市計画に定めがないことから、建築基準法第51条ただし書の規定によって許可手続を進めるものであります。都市計画を定めるものとして、都市計画法第15条において掲げる都市計画については都道府県が、その他の都市計画は市町村が定めるとしてあります。都市計画法第15条第1項第5号における広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画については、都市計画法施行令第9条第2項に明記されております。都市計画法施行令第9条第2項において、法第15条第1項第5号の広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものとしては、産業廃棄物処理施設が挙がっております。一般廃棄物処理施設についての記載はありません。そのため、産業廃棄物処理施設につきましては都市計画法施行令第9条により県が定めますが、あらかじめ、市の意見書を添えた上で県の都市計画審議会へ付議することとされているため、市の意見を提出するに当たり、加東市から市都市計画審議会へ諮った上で県へ意見を回答するものでございます。産業廃棄物処理施設については、議事7で説明をさせていただきます。今回の一般廃棄物処理施設につきましては、都市計画法第15条の「その他の都市計画」として市で定めるため、兵庫県から市都市計画審議会に付議するものであります。

今後の流れを説明させていただきたいと思っております。13ページを御覧ください。今後の流れとしましては、一般廃棄物処理施設につきましては、兵庫県からの付議に対して、本日の審議会での審議を踏まえ、県へ答申します。許可申請書につきましては、消防署、県民局、県庁建築指導課を経由して審査を行い、許可申請の可否が決定されます。その結果は、県民局経由で申請者へ通知されることとなります。

本施設は、特定家庭用機器廃棄物の再資源化を行う施設です。一般廃棄物処理施設について、平成12年に建築基準法第51条ただし書の規定による許可を受け、既に稼働しております。今回の計画は、今後の特定家庭用機器廃棄物の入荷台数の増加等に対応するため、当初許可の1.5倍を超える一般廃棄物の処理を行う計画となっており、建築基準法では、改めて第51条ただし書の規定による許可が必要となっております。この申請においては、特定行政庁である兵庫県知事が加東市都市計画審議会へ付議し、この敷地の位置について都市計画上支障がないと認めて許可をすることが必要となります。なお、先ほど説明がありましたが、今回の施設は産業廃棄物処理施設でもあることから、これについて、兵庫県都市計画審議会にも諮らせていただくこととしています。こちらは、加東市西部の広域図及び申請地周辺の都市計画図でございます。周辺の水色の中の赤枠で示している部分が申請地で、用途地域は工業専用地域となっております。周辺の白地部分は市街化調整区域であり、申請地に最も近接している住居系の用途地域は、北東へ約850メートルに位置する第2種住居地域でございます。申請地西側の敷地境界線から約50メートルの位置に住宅や店舗がございますが、創業当初から施設稼働による騒音や振動の抑制などの環境対策を講じているため、こちらの住民からの苦情はございません。その他の住宅

施設については、十分な離隔距離を確保しております。続きまして、航空写真でございます。申請地周辺の工業専用地域内では主に工場が立地しております。また、工業専用地域の周辺は主に農地となっております。続きまして、配置図でございます。中心辺りの赤で囲んでいる再商品化施設棟のA棟及びB棟の部分において、廃棄された家電が処理されることとなります。続きまして、再商品化施設棟の平面図でございます。本施設では、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、テレビの再資源化を行っております。各廃棄家電のラインにおける処理能力を合計すると、1日当たり16時間操業した場合に371トンとなります。今回の計画は、主に操業時間の延長により処理能力が増加することとなっております。続きまして、廃家電の再資源化の処理工程を示したものでございます。搬入された廃家電、テレビなどにつきましては、まず手解体し、次に破碎機で破碎し、破碎されたものを選別するという工程を経て、最後に再資源化されるような流れとなっております。なお、処理工程に示している写真は冷蔵庫ラインによるものとなっております。続きまして、搬入・退出の経路図でございます。搬入車両は国道175号及び国道372号から赤で示したルートを通り、まず初めに青色で示したトラック待機場に入ります。その後、無線による呼出しがあれば水色のルートを通り当該施設へ向かいます。これにより敷地周辺の交通量を管理し、渋滞の発生を抑制しております。また、トラック待機場に入れない車両の発生を防止するため、入荷量が多いときには、搬入前日に予定している車両の一部を小野市万勝寺町にある外部倉庫へ直送するよう依頼し、対処しております。続きまして、本計画に係る車両走行による影響についてです。現状では、ピーク時の搬入・退出車両台数は65台となっておりますが、本計画により78台まで増加する予定です。現状交通量に対して車両台数が13台増えることとなりますが、各国道において既に相当数の交通量があることから、増加率は軽微です。また、慢性的な渋滞は発生していないため、本計画による周辺への影響はほとんどないと考えられます。続きまして、参考といたしまして、施設稼働による騒音及び振動の現況値及び予測値を示しております。いずれの予測値も基準値を下回り、基準を満たす結果となっております。次に、周辺住民への計画説明につきましては、環境保全協議会において行い、周辺自治会から計画について同意を得ております。環境保全協議会につきましては、本施設の創業当初から設置されております。この協議会は、周辺の生活環境を保全していくことを目的としており、年に4回、本施設の活動実績や環境測定結果の公表、周辺住民からの意見聴取の場となっております。参加者は、敷地周辺7地区の自治会の代表者、加東市生活環境課、県民局環境課、必要に応じて学識経験者となっております。以上のことから、本施設の敷地の位置につきましては、工業専用地域に位置していることや周辺の土地利用及び交通量を鑑みて都市計画上的支障はないと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(質疑応答)

委員：この周辺には医療施設がありますが、医療施設とどのぐらいの距離が離れていればいいのか教えてください。

事務局：病院について、具体的に何メートル離れていないといけないという基準は持ち合わせていないですが、周辺の状況につきましては、今回計画地が工業専用地域に位置しており、当該用途地域内では、用途規制上、病院は立地できない状況にあります。今回御審議いただいているところは一般廃棄物処理施設になりますが、それについて近傍に医療施設があってはならないというような基準はありません。この位置について考慮していくときに、廃棄物の搬入での車両台数の増加や処理をする中での騒音、振動については、外部に与える影響を抑えられるかが重要になってくると考えておりますので、基準を満たすものについては都市計画上の支障がないと考

えています。

委員：医療関係においてはなるべく離れていないと駄目だというような規定はないということですが、医療施設がこの施設より1キロとか10キロ離れていないと一般廃棄物の施設が稼働できないとかそういうことはないわけですね。

事務局：そのような基準はございません。

委員：先ほどの説明でのトラックの待機場は、市街化調整区域に位置していますか。

事務局：待機場は、市街化調整区域でございます。

委員：今までも同じところを利用されていたのですか。

事務局：現在もあります。現在の処理においても運用をしており、ここで待機している状況でございます。

委員：処理工程の中で残渣、回収品の最終処分をどのような形で行われますか。最後にここに埋め戻しといった形になるのか、あるいは別のところに持って行くことになるのか、その点はいかがでしょうか。

事務局：こちらの処理場内や敷地内で廃棄する、埋め戻すということは、一切ございません。回収品につきましては有価物になるので、基本的には販売しているということになります。残渣につきましては廃棄物となりますので、適切な廃棄物処理法で許可を得た業者に引き取っていただいて、それぞれ適切な処分場へ搬入して処理することとなっております。

委員：確認ですが、これ、はもともと平成12年に1回決めた分ですよね。今回は特に施設を拡張するわけではなくて、既存の施設を使って、それで時間を延長するために処理量が増えるということで、改めて51条の許可をとるということですよね。

事務局：そのとおりです。

挙手全員により、「一般廃棄物処理施設の敷地の位置については、適当である。」として答申

(7) 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（諮問）

建築基準法第51条ただし書の規定に係る「産業廃棄物処理施設の敷地の位置は、適当である。」として市が意見回答することについて諮問

(説明)

事務局：先ほどの議事6と同施設で、今度は、産業廃棄物処理施設について、市から諮問させていただくものになります。これは、先ほど議事6の冒頭でも説明しましたが、産業廃棄物処理施設につきましては、都市計画法施行令第9条により県が定めることになっておりますが、市の意見書を添えた上で、県の都市計画審議会へ付議することとされているため、市の意見を提出するに当たり、加東市から市都市計画審議会へ諮った上で県へ意見を回答するものでございます。

本計画における産業廃棄物につきましては、先ほど御審議いただいた一般廃棄物処理施設の処理工程の一部である廃プラスチック類の破碎に係る施設が対象となっております。今回の申請地において、再資源化を行う廃家電そのものには違いがございません。また、処理工程に違いもございません。廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきましては、廃棄物は事業活動によって生じた廃棄物のうち、廃プラスチック類などの20種類の廃棄物であり、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物となっております。簡単に申し上げますと、一般家庭から生じた不要なテレビは一般廃棄物となっておりますが、それ以外のところから生じた不要なテレビは同じテレビであっても産業廃棄物となります。本施設の計画は、主に一般廃棄物処理施設と

なりますが、一般家庭以外からの廃家電を受け入れ再資源化を行うことから、廃プラスチック類の破碎を行う施設について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において産業廃棄物処理施設に係る許可も必要となり、これに連動して建築基準法第 51 条の規定の適用対象となっております。そのため、施設全体での廃家電の処理量の違いはありませんので、敷地の位置や交通量の計画、生活環境影響調査等は同じ内容となっております。この説明におきましては、主に一般廃棄物処理施設との相違点のみにさせていただきます。

本施設における産業廃棄物処理施設である廃プラスチック類の破碎施設は、一般廃棄物処理施設と同様、既に平成 12 年に建築基準法第 51 条ただし書の許可を得て稼働しております。今回の計画は、当初許可の 1.5 倍を超える廃プラスチック類の破碎を行う計画となっております。これらについては、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、兵庫県知事が兵庫県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置について都市計画上支障がないと認めて許可をすることが必要となります。続きまして、再商品化施設棟の平面図でございます。各廃家電の再資源化を行うライン上に存在する施設のうち、赤丸部分が廃プラスチック類の破碎施設となっております。これら 7 つの施設の最大処理能力を合計すると、1 日当たり 16 時間操業した場合に 486.7 トンとなります。先ほど施設全体での廃家電の処理量の違いはないと申し上げましたが、486.7 トンは一般廃棄物処理施設の 371 トンより多いものとなっております。これは、産業廃棄物処理施設は破碎施設の最大処理能力より算出したものであり、一方、一般廃棄物処理施設は廃家電の処理量を重量に換算して算出したものであることによります。そのため、破碎施設は 486.7 トン処理する能力はありますが、実際には、破碎施設がこの量を処理することはないこととなります。続きまして、こちらは先ほどと同様ですが、再資源化の処理工程を示したものでございます。真ん中の赤の四角で囲っているところが今回の対象でございますが、廃プラスチック類の破碎施設が設置されて、こちらが対象ということでございます。以上が、一般廃棄物処理施設との相違点となります。

最後に、今後の流れについて説明させていただきます。現在、申請者から加東市に許可申請書が提出され、消防署、県民局、県庁県建築指導課に回っている状況です。産業廃棄物処理施設につきましては、本日の審議会での審議を踏まえ、市の意見書を作成し、県へ提出後、兵庫県の都市計画審議会の議を経て、許可申請の可否が決定されることとなります。決定後、その結果は県民局経由で申請者へ通知されることとなります。

(質疑応答)

委員：事業所が設置された当初、空気中の粉じんの問題等はないだろうかというようなことを検討したと思います。そして、今回、このように処理量が多くなっていますが、空気中の粉じん等は調査されているか教えていただきたいと思います。

事務局：粉じんにつきましては、基本的には建築物の内部で処理し、外部に影響を出さないということと、集じん機を設けるといような対策を行っているところでございます。先ほども御説明申し上げた環境保全協議会において報告されている内容でございますが、濃度を計測した上で、特に問題がないという形で確認させていただいております。

委員：周辺に農地が多いですね。空気中に粉じんが微量でも含んでいて、それが農地に落ちた場合、農作物に影響があるのかどうか、そこを危惧するわけですが、その点を教えていただければありがたいなと思っております。

事務局：大変申し訳ありませんが、専門家ではないため、影響があるかどうかというところの科学的根拠というところまでは御説明申し上げることが困難であります。ここで示している基準値が 1.5 ミリグラム以下であれば基準に適合しているというよ

うな値がございます。現況値がそれを下回る 0.5 ミリグラムということですので影響がないのではないかという認識であります。

委員：一般家庭から出たら一般廃棄物、会社とかから出たら産廃になるという理解でいいでしょうか。

事務局：廃棄物処理法上、そのようになります。

委員：例えば、先ほど言われたようなテレビが会社から出た場合は、基本的に産業廃棄物という扱いになるということですか。

事務局：その通りです。

挙手全員により、市の意見が適当であるとして答申

7 事務連絡

8 閉会

【資料名】

資料 1、資料 1 - 2、資料 1 - 3

「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について

資料 2 東播都市計画都市再開発の方針の変更について

資料 3 東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について

資料 4 東播都市計画防災街区整備方針の変更について

資料 5 東播都市計画区域区分の変更について

資料 6 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について

資料 7 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

令和 3 年 3 月 2 日

議 長

㊟

署名人

㊟

署名人

㊟